

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を改正する等の規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を改正する等の規則  
(京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の前の見出しを「(合議体)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「部会の構成員は、次に掲げる者とする」を「合議体ごとに合議体の長を置く」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「部会長」を「合議体の長」に改め、「第1項第1号に掲げる者のうちから」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「部会長」を「合議体の長」に、「その部会」を「当該合議体」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「部会長」を「合議体の長」に改め、「第1項第1号に掲げる者のうちから」を削り、同項を同条第4項とする。

第2条第1項中「部会は」を「合議体は」に、「部会長」を「合議体の長」に改め、同条第2項中「部会長」を「合議体の長」に改め、同条第3項中「部会」を「合議体」に改め、同条第4項中「部会長」を「合議体の長」に、「部会の」を「合議体の」に、「審議会」を「会長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(弁明書の写しの提出)

第3条 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例第9条第1項に規定する諮問庁(以下「諮問庁」という。)は、京都市情報公開条例第18条第1項、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は京都市個人情報保護条例第62条第1項の規定による諮問を行ったときは、審議会が定める日までに行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定により処分庁等(同法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。)から提出

を受け、又は自ら作成した弁明書の写しを審議会に提出しなければならない。

(口頭意見陳述の記録の提出)

第4条 前条に規定する場合において、諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行ったときは、速やかに口頭意見陳述の記録を審議会に提出しなければならない。ただし、当該諮問に係る答申があった後に、口頭意見陳述を行ったときは、この限りでない。

(京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の廃止)

第2条 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第3条又は第4条本文の規定により京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する等の条例（令和5年11月13日京都市条例第18号。以下「一部改正等条例」という。）による廃止前の京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定する京都市情報公開・個人情報保護審査会に提出された弁明書の写し又は口頭意見陳述（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述をいう。以下同じ。）の記録で、この規則の施行の際当該提出に係る諮問に対する答申がなされていないものは、この規則による改正後の京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第3条又は第4条本文の規定により一部改正等条例による改正後の京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定する京都市情報公開・個人情報保護審査会に提出されたものとみなす。

(関係規則の一部改正)

3 京都市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）中「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第10号様式1注以外の部分及び同様式2中「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「京都市情報公開・個人情

報保護審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

4 京都市個人情報保護規則の一部を次のように改正する。

第28条（見出しを含む。）及び第58条（見出しを含む。）中「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に改める。

第23号様式1及び2中「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「京都市情報公開・個人情報保護審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

（総合企画局情報化推進室情報管理担当）